

平成 2 9 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 1 2 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 9 年 1 2 月 4 日 ( 月 ) 1 3 時 3 0 分 ~  
津山市役所 2 F 202 会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 1 9 名

出 席 委 員 ( 1 9 名 )

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕恭  | 3. 池田 幸正  | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介  | 6. 竹内 隆一  | 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子  | 10. 松尾 治  | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |           |

欠 席 委 員 ( 0 名 )

事 務 局 ( 1 0 名 )

松田 局長	松岡 次長	宮野 主任	藤原 主任
杉井 主事	都井 主事	流郷 主査	小椋 主任
池上 主任	安藤 主査		

## 議 事

- 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第64号 非農地証明願承認について
- 議案第65号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第66号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第67号 農用地利用集積計画の承認について  
(農地中間管理権の取得)
- 議案第68号 農地法第36条第1項の規定による勧告の実施について
- 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

### 別 紙 の 通 り

(13:30~)

事務局 局長 定刻となりましたので、只今から、平成29年12月の津山市農業委員会定例会を開会いたします。本日は、委員19名、全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠会長 はい。皆さんご苦労さまでございます。寒くなりましたが、12月、今年最後の委員会です。体には十分気を付けて、していただくようよろしくお願いします。それでは議事録署名人を私の方から指名させていただきます。13番仁木委員さん、14番長森委員さん、よろしくお願いします。

事務局(津山) 報告としまして、私が先日、全国会長代表者集会に出席してまいりました。どこの県も担い手がないことに一番苦労しております。津山市でも一生懸命担い手を掘り起こして、後に繋いでいかないといけんとは常々思っておりますが、中々どこも人がおらんことに困っております。5年やそこらですぐどこかへ行ってしまうような担い手が多くて、どうしたものかなという話もよく出ました。それらも考えながら、良くしていきましょう。

事務局(津山) それでは議事に入ります。農地法第3条の規定による許可申請承認について申し上げます。事務局説明願います。

事務局(津山) 失礼します。

事務局(津山) それでは、議案第61号の説明をいたします。今回、津山地区から2件、久米地区から2件の計4件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

事務局(津山) 1-1についてですが、野介代の60歳の女性から、同じく野介代の41歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

事務局(津山) 続きまして、1-2についてですが、神戸市の76歳の女性から、中原の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

日笠会長 津山地区の説明は以上です。

事務局(久米) はい、ありがとうございました。続いて久米。

事務局(久米) 続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明します。

事務局(久米) 5-1ですが、中北上の69歳、無職の男性から、坪井上の64歳、自営業の男性への、増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。

事務局(久米) つづきまして5-2ですが、岡山市の89歳、無職の女性から、国分寺の44歳、会社員の女性への、増反による所有権移転でございます。新規就農であることから、営農計画書の提出と、計画通りに農業に取り組む旨の誓約書の提出を受けております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。

日笠会長 議案第61号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。続いて担当地区の農業委員さんお願いします。

大山委員 1区の大山です。1-1について説明します。これは先ほどの事務局から説明があった通りで、許可要件はすべて揃っているということで、問題はないと思っております。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

井 家 上 委 員	4番井家上です。受け人の方は大きな事業もされておりまして、現在持たれている農地はきちっと管理されております。今回渡される農地についても、しっかり営農ができる農地であると確認しております。
日 笠 会 長 植 本 委 員	はい、ありがとうございました。次、久米。 16番植本です。5-1につきましては、現地の方もしっかり確認しましたし、問題ないと思っております。
日 笠 会 長	5-2につきましては、推進委員さんから聞きましたが、問題ないと思います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第61号について事務局並びに地元委員の説明がありましたが、何かありますか。ありませんか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	それでは、賛成の方は挙手でお願いします。
日 笠 会 長	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第62号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（加茂）	それでは、議案第62号の説明をいたします。今回、加茂地区から1件、久米地区から1件の計2件の申請です。 議案書のページは、3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。2-1番・加茂町齋野谷の墓地、19㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は墓地です。転用事業者は、加茂町齋野谷にお住まいの農業を営む92歳の男性です。墓を新設したところ畑地にはみ出してしまっていたため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面とトタンにより対処し、雨水は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町土地改良区からの差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 加茂地区からの説明は以上です。
日 笠 会 長 事務局（久米）	はい、ありがとうございました。次、久米。 続きまして、久米地区分について議案書をもとに説明いたします。
日 笠 会 長	5-1番・油木北の雑種地、43㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、油木北にお住まいの農業を営む70歳の女性です。居宅に隣接する申請地を親族等が来た際の駐車場として利用していたものです。転用にあたり、申請地を整地しアスファルト舗装し、境界部分にはコンクリート擁壁を設け、雨水については敷地内に排水施設を設け、配水管を埋設し既存の排水路に接続、集水柵を新設するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。オノ谷水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 議案第62号の説明は以上でございます。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。それでは地元の委員さんの説明を、加茂からお願いします。
山 下 委 員	11番山下です。2-1、先ほど事務局が説明した通りで、問題ないかと思います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。続いて久米。
太 田 代 理	2番太田です。これは追認案件なんですけど、工事中に指導したところ、許可があると知らなかったとのことで、重機等もすぐ引き上げられて、分筆をしての申請となっていますので、問題ないと思います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第62号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

<p>* 日 笠 会 長</p> <p>* 日 笠 会 長</p> <p>* 日 笠 会 長</p> <p>事務局（津山）</p>	<p>ありません。</p> <p>ありませんか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。</p> <p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数という事でありありがとうございます。</p> <p>議案第63号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。</p> <p>それでは、議案第63号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件の計10件の申請です。議案書のページは、4ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>1-1番・上河原の田、1,022㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地5区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は北園町に本店を置く資本金の額1,200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして1-2番・沼の田、191㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.1m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は、野介代にお住いの38歳会社員の男性です。現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。沼水利組合からの排水承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-3番・院庄の田、485㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、真庭市にお住いの31歳会社員の男性です。</p> <p>現在、アパート住まいで、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、父親が所有する申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、敷地内に側溝を設け、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-4番・平福の田、16,390㎡、賃貸借権設定の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、店舗で、施設の概要は全高9.8m程度の店舗1棟及び露天駐車場です。転用事業者は、広島市に本店を置く、資本金の額、約16億9,000万円の株式会社です。バイパスが設置され、アクセスが改善された申請地に大型商業施設を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び新設する擁壁により対処し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿升を設け、既存水路に</p>
---	---

接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を通じて既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区及び中島・平福区画整理維持管理組合から差し支えない旨の意見書の提出と、借地権設定に関する覚書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・平福の宅地、20㎡、所有権移転の追認案件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、早島町にお住まいの40歳会員の男性です。隣接する宅地建物と共に申請地を叔父から譲り受け貸家業を引き継ぐにあたり、叔父が建築していた倉庫をそのまま利用するため、申請するものです。転用にあたり、境界部分にはブロックを積み、雨水排水については、既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認していません。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・平福の田、485㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.4m程度の居宅1棟と、物置及びカーポートで、建蔽率は24%です。転用事業者は、院庄にお住まいの30歳会員の男性です。現在、賃貸マンションで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については擁壁内周に排水路を設け、既存の排水枡を通じて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中島・平福区画整理維持管理組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして1-7番・大谷の畑、312㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の居宅1棟及びカーポートで、建蔽率は28%です。転用事業者は、野介代にお住まいの30歳と28歳の会社員のご夫婦です。現在アパート住まいであり、申請地を購入し、自己住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水は、敷地内に排水施設を設け、既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・横山の畑、139㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は既存施設の拡張です。転用事業者は、横山に主たる事務所を置く基本財産の額8万6,000円の宗教法人です。隣接する教会で儀式行事を行っていますが、申請地を庭として整備し、景観を整えるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については現状を維持し、雨水については、自然浸透させ、余剰分については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮ノ前町内会から排水承諾書の提出を受けております。既存施設の拡張であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・河辺の畑、60㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は一

般住宅用地で、施設の概要は木造平屋建て全高5.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は33%です。転用事業者は河辺にお住いの42才会社員の男性です。現在はアパートで生活しており、手狭であるため、母の所有する土地を借り受け、専用住宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。次、勝北。

それでは勝北地区の説明をいたします。

4-1安井の畑、1,827㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は美作市に本店を置く、資本金の額500万円の有限会社で、主な業務は総合建設業です。現在、申請地の西側に資材置場がありますが、資材の取扱量が増加し、現在の敷地では手狭となったため、当申請地を購入し露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界については、既存擁壁及び新設擁壁により対処し、敷地内に排水路を設け、集水枡を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩出池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことですが、現地調査を行ったところ、既存の資材置場には資材がまったく置かれておらず、使用されている形跡も不明瞭なことから、転用を許可できない事項のうち、農地法施行規則第57条第4号に該当し、新たに申請地を資材置場に転用する必要性について、審議の必要があると考えます。

議案第63号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて地区の農業委員さんから意見を申し上げます。

大 山 委 員

1区大山です。1-1、1-2について説明します。どちらも住宅地の中で、許可条件も揃っておりまして、農業をやっていくわけにもいかないような土地で、問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。次、3区については私が推進委員と見てきまして、1-3については、息子さんが家に帰ってきて家を建てるということで、問題ないんじゃないかと思っております。

1-4について、これはコメリの並びですが、駐車場があり、面積が大きいんですけど、市役所で推進委員さんと一緒に相談を受けまして、問題ないだろうとみております。

1-5について、津山へ帰ってきて、倉庫が必要だということでしております。問題ないと思います。

1-6について、現在はマンションに住んでいますが、親の家のすぐ隣に移りたいということで、問題ないかと思っております。

1-7、場所は津山駅の南のところですけど、10年ほど前に造成して、ここだけが1画残っておりました。今回建てるということで、問題ないと思います。

1-8、これは天理教さんの前に笹が生えており、景観が悪いということで、その土地を買って、庭にしたいということで、問題ないと思っております。

では、次、4区の方。

井 家 上 委 員

井家上です。1-9なんですけども、第3種のところでもありますし、少し残っているところは家庭菜園程度で、ほとんどのところが宅地になっております。家を

建てられても問題ないと思っております。

日 笠 会 長 ありがとうございます。次。

松 尾 委 員 4-1について、松尾が説明します。この件なんですけど、私も近くに住んでおるんでわかるんですけど、資材が沢山あるときと、全然無いときとあります。本人が、仕事がようけ来たときには置く場所が全然足りないということで、審議をお願いしますということです。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。事務局と地区の委員さんから意見がありましたが、4-1について、この場所は今まで資材を置いた形跡がないとも聞いております。写真を見てもらおうと思いますので、回してください。

\*  
《 写真回覧 》

日 笠 会 長 はい、見てもらったと思いますので、意見をお願いします。どう思われますか。

尾 島 委 員 すいません。7番尾島です。2年、3年前に、転用の許可がされておりまして、資材置き場にしている箇所がもう1つあります。津山方面の仕事があるときには、擁護するわけではないんですけども、確かにたまには使われております。ですが、ひと月の内に何日使われているかと言われれば、1月使わなんだり、使ったりという状態であると、思っております。この業者さんは美作市の明見に本社を持っておられまして、そこでは小さな仕事もされておるようですが、津山市では常に仕事を取ることが中々できない状況ということで、現状は皆さんが見られたとおりです。

日 笠 会 長 そういう意見も出ておりますが、現状が更地になつとりますんで、ここからさらに必要かと言われますと、どうかなあという問題があります。

太 田 会 長 代理 更に必要かどうか、ということですからね。

日 笠 会 長 この件についてですが、この委員会が終了した後、車で現地を見に行つて、判断するというのはどうでしょうか。それで、車は出しますんで、都合で行けませんという人だけ教えてください。

\*  
《 人数確認 》

日 笠 会 長 そうしたら、ここでは過半数が行けるということで、行けない人は現場の判断に任せてもらえますか。

\*  
はい。

日 笠 会 長 では、4-1以外の、議案第63号に対しては、何かありますか。許可でよろしいか。

\*  
はい。

日 笠 会 長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
《 多数、挙手 》

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案64号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方から説明をお願いします。先に2-1についての写真を回します。

\*  
《 写真回覧 》

大 山 委 員 1区大山です。1-1について説明します。現地は沼の住宅地の中で、昭和60年頃から、農地法を知らずに建ててしまっていたということです。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。次。

高 山 委 員 15番高山です。1-2についてですが、元々177番地を分筆して、2の方へ家が建ってあったんですけども、平成3年ごろに改築をした際にですね、後ろの1の地番ほうに増設してしまって、現状に至っております。やむを得ないんじゃないかと思えます。よろしくをお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。次、1-3ですが58年ごろに、農機具庫を建ててしまったということで、推進委員さんと現地を見に行きましたら、見に行った明けの日に申請者が亡くなられていたということで、息子さんの名前を出し直しております。よろしくをお願いします。次。

井 家 上 委 員 4番井家上です。1-4なんですけれども、これは昭和30年ごろに、家に入る



				ための進入路にしてしまっていたということで、現状の生活には必要不可欠にもなってきますので、問題ないと思っております。よろしく申し上げます。
日 長	笠 森	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 14番長森です。1-5について説明します。これ、場所は山方なんですけれども、ここも家が建っております、もういたし方ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。
日 山	笠 下	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 11番山下です。2-1についてですが、先ほど写真を見てもらった通りで、他の地番についても、加茂の幼稚園の用地の中に農地が残ってしまっていたということで、いたし方ないと思っております。 2-2ですけど、先ほど転用のところにありました、墓地の入り口にあたる管理用地ということですので、仕方ないんじゃないかと思っております。申請者さんの家の入口のところと、車庫もありますが、仕方ないと思っております。 2-3も、これは本人の車庫を建ててしまっていたということで、仕方ないかと思っております。よろしく申し上げます。
日 尾	笠 島	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 7番尾島です。4-1、47年ごろに先代が農地法を知らないままに家を建ててしまったということで仕方ないと思っております。 4-2ですが、これも先代が農地法を知らずに家を建ててしまっていたということです。いたし方ないと考えております。
松	尾	委	員	4-3ですが、家の近くに進入路等を作ってしまったと。仕方ないのかなと思っております。 4-4についてですが、これは昭和60年くらいに県道が拡張された時の、家と倉庫をずらした時に、はみ出てしまっていた分だということです。
日 長	笠 森	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。以上、議案第64号に対して筆頭者からの説明がありましたが、2-1については、面積が500㎡を超えてきますので、5条か4条にした方がええんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。
大	山	委	員	14番長森でございます。一応、500㎡までという括りがありますので、追認という形にはなりますが、4条か5条のほうがええんじゃないかと思っております。
日 池	笠 田	会 委	長 員	では、この1筆だけは、4条か5条で出し直してもらおうということで、他の件については承認でもよろしいか。 はい。
日 山	笠 下	会 委	長 員	はい、賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
日 池	笠 田	会 委	長 員	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第65号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。現地の説明をお願いします。
日 山	笠 下	会 委	長 員	3番池田です。これは現地を推進委員と、本人とも見に行きましたが、相当大きな木が生えてしまっているということで、仕方ないと思っております。よろしく申し上げます。 11番山下です。ここは圃場整備の時に、ここまで農地にせんとどねいもならんということで、仕方なく農地にしましたが、耕すこともできず、荒れてしまったということです。
日 日	笠 笠	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。以上議案第65号に対して筆頭者からの説明がありましたが、承認いただけますか。 はい。
日 日	笠 笠	会 委	長 員	はい、賛成の方は挙手でお願いします。

<p>* 日 笠 会 長 事 務 局 ( 津 山 )</p>	<p>《 多数、挙手 》 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第66号農用地利用集積計画の承認について説明して下さい。 議案第66号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、15ページから35ページです。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区24件、加茂地区6件、勝北地区3件、久米地区5件の計38件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第66号の説明は以上です。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。議案第66号について、承認いただけますか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>* 日 笠 会 長 事 務 局 ( 津 山 )</p>	<p>《 多数、挙手 》 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第67号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明して下さい。 議案第67号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、36ページです。 これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、一番下に書いておりますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区1件、加茂地区2件の計3件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第67号の説明は以上です。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい、これは中間管理機構に預けるのですが、承認いただけますか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p>
<p>* 日 笠 会 長 事 務 局 ( 津 山 )</p>	<p>はい、賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第68号農地法第36条第1項の規定による勧告の実施について、事務局から説明をお願いします。 失礼します。議案の説明の前に、まず議案書の差し替えをお願いします。今朝、最後に残ってございました勧告の対象となる農地調査結果が第6区から提出されました。今年中に勧告を行わないと、他の対象者との公平性が保たれませんので、筆の追加をお願いしたいと思います。お手元に、「議案第68号農地法第36条第1項の規定による勧告の実施について」の差し替えと、追加する農地の明細をお配りしておりますので、そちらをご確認ください。 それでは、改めまして、議案第68号について説明いたします。これは、昨年実施しました利用状況調査の結果、遊休農地と判断された農地に対して利用意向調査を行った結果、中間管理機構若しくは円滑化団体に貸すという意向を示した農地以外の農地の内、この8月から9月に推進委員会を中心に行った利用状況調査で、未だ遊休農地と化している農地について、中間管理機構と協議するよう勧告するものです。先月も同様の議案がありましたが、その時点では利用状況調査が未提出であったものです。今回は、合計で95筆、104,322㎡について勧告を予定しております。なお、この農地の内、意向調査後、本日まで所有者が亡くなっている農地があった場合には、もう一度意向調査を相続人に対して行う必要があることから、本日、勧告の実施について承認をいただいた後に、再度、間違いがないよう生存の有無を確認するため、最終的に送付件数が減少する可能性があることについてもご承認いただきたいと思っております。 議案第68号の説明は以上です。</p>

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。この名簿より、亡くなられておる方の分が減ってしまいますが、その分を送付しますということです。よろしいか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	賛成多数ということで、ありがとうございます。報告第15号3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。
事務局（津山）	報告第15号について説明します。議案書のページは39から40ページです。今回は、相続によるものが3件16筆となっております。1-3につきましては現況が一部無断転用並びに、雑草繁茂の農地がありましたので、適正な手続き、管理を行うよう通知しております。他詳細は議案書のとおりです。報告第15号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
* 日 笠 会 長	これで議案は終わりましたが、皆さんの方から審議の必要な事はありませんか。
* 日 笠 会 長	ありません。
日 笠 会 長	無い様でしたら、事務局の方には何かありますか。
事 務 局	失礼します。私の方から1点、報告がございます。 先月の議案第59号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見をご審議していただいたところ、除外14太陽光発電施設設置の件で、池田委員から疑義があり、事務局にその件の回答を一任された件についてですが、その後の調査、協議の結果、問題ないと回答したことを報告いたします。以上でございます。
日 笠 会 長	それでは、次回の定例会開催について、事務局お願いします。
事 務 局（津山）	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の1月の定例委員会ですが、1月10日水曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の1月の定例委員会ですが、1月10日水曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。
日 笠 会 長	事務局からの連絡は、以上でございます。
太 田 会 長 代 理	ご審議お疲れ様でした。それでは閉会とします。ご苦労様でした。
*	お疲れ様でした。

（14：30終了）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---